

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次		ページ
規 則		
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〈3・30揭示〉	1
◎都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	3
◎高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	8
◎高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則	〈 〃 〉	11
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	11
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	13

規 則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「たい積」を「堆積」に改める。

第8条第2項第2号中「住民票の写し」を「住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「第11条第1項第13号及び同条第2項第6号」を「第11条第1項第13号及び第2項第6号」に、「住所」を「住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「特定埋立事業（一時たい積事業）許可申請書」を「特定埋立事業（一時堆積事業）許可申請書」に改め、同条第5項第4号中「たい積」を「堆積」に改める。

第9条中「すべてに」を「全てに」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項中「法人」を「当該者又は当該法定代理人が法人である場合」に改める。

第14条第1項中「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時たい積事業用）」を「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時堆積事業用）」に改め、同条第2項第1号中「にあっては、」を「にあっては、その」に改め、同項第5号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積が」を「堆積が」に改め、同項第7号中「にあっては、」を「にあっては、その」に改める。

第15条、第16条第1項及び第18条第1項中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別表第4の3中「^ゝ勾配」を「勾配」に改める。

別表第5の2中「たい積」を「堆積」に改め、同表の3中「たい積」を「堆積」に、「^ゝ勾配」を「勾配」に改める。

別記第1号様式中

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

に改め、同様式裏面中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に、「その他」を「1から13までの書類のほか、」に、「高

知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第3号様式中「特定埋立事業（一時たい積事業）許可申請書」を「特定埋立事業（一時堆積事業）許可申請書」に、

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を「

申請者の法定代理人の住所及び氏名 （法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

に改め、同様式裏面中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に、「たい積」を「堆積」に、「その他」を「1から10までの書類のほか、」に、「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第4号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

別記第5号様式注2中「その法定代理人の住民票の写し」を「その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に改める。

別記第9号様式中「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時たい積事業用）」を「特定埋立事業土砂等管理台帳（一時堆積事業用）」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

別記第10号様式中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に、「たい積の」を「堆積の」に改める。

別記第11号様式注3中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別記第13号様式中「たい積されている」を「堆積されている」に、「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める。

別記第14号様式中

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未	
--	--

」

成年者の場合にのみ記入してください。）	
---------------------	--

に改め、同様式注2中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に、「その他」を「(1)から(3)までの書類のほか、」に改める。

別記第15号様式中

「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

を「

申請者の法定代理人の住所及び氏名（法定代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）（申請者が未成年者の場合にのみ記入してください。）	
---	--

」

に改め、同様式注2中「法定代理人の住民票の写し」を「法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人のときは、登記事項証明書）」に改める。

別記第16号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~   都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則をここに公布する。   平成24年3月30日（揭示済）   高知県知事 尾崎 正直   <b>高知県規則第31号</b>   <b>都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の一部を改正する規則</b>   都市計画区域内の建築物等に関する制限規則（昭和44年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。   題名を次のように改める。   <b>高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則</b>   第1条中「規定に基づく」を「規定に基づき」に、「手続」を「手続等」に改める。   第2条第1項中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「申請書」を「許可申請書」に改め、同号(イ)中「明記する」を「明記した」に改め、同項第2号中「申請書」を「許可申請書」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に、「前号」を「前号に掲げる図書」に改め、同号イ中「及び物件の設置又は堆積の」を「又は物件の設置若しくは堆積の」に改め、同号イ(イ)中「の変更及び物件の設置又は堆積する」を「を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する」に、「明記する」を「明記した」に改め、同項第3号中「申請書」を「許可申請書」に改め、同号ア(イ)中「既設建築物」を「既設の建築物」に、「明記する」を「明記した」に改め、同号ア(ウ)中「建築物等」を「建築物その他の工作物」に改め、同号ア(エ)中「仮換地指定通知書写し」を「仮換地指定通知書の写し」に、「添付の」を「添付する」に改め、同号イ中「及び物件の設置又は堆積の」を「又は物件の設置若しくは堆積の」に改め、同号イ(イ)中「の変更及び物件の設置又は堆積する」を「を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する」に、「明記する」を「明記した」に改め、同号イ(エ)中「仮換地指定通知書写し」を「仮換地指定通知書の写し」に、「添付の」を「添付する」に改め、同号ウ中「申請人」を「申請者」に、「配置図」を「配置図」に改め、同項第4号中「申請書」を「許可申請書」に改め、同号ア(イ)中「既設建築物」を「既設の建築物」に、「明記する」を「明記した」に改め、同号ア(ウ)中「建築物等」を「建築物その他の工作物」に改め、同号イ中「及び物件の設置又は堆積の」を「又は物件の設置若しくは堆積の」に改め、同号イ(イ)中「の変更及び物件の設置又は堆積する」を「を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する」に、「明記する」を「明記した」に改め、同条第3項中「必要があると」を「、必要があると」に、「必要な図書を添付させることがある」を「、必要な	図書を添付させることができる」に改める。   第3条中「知事は、」を「知事は、前条の規定による」に、「第54条の」を「第54条に規定する」に、「及び」を「若しくは」に、「通じて申請者」を「経由して当該申請者」に改める。   第4条中「許可申請書」を「第2条の規定による許可申請」に、「通じて」を「経由して当該申請者に」に改める。   第5条第1項中「第2条の規定による」を「第2条第1項の」に、「市町村」を「町村」に、「付して」を「付して、これを」に改める。   別記様式を次のように改める。	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別記

第1号様式（第2条関係）

許可申請書				
年 月 日				
高知県知事 様				
申請者 住所 氏名 ㊞				
都市計画法第53条第1項の規定により建築物の建築の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。				
建築物の敷地の所在及び地番	市 郡 町 村		番地	
建築物の構造等	構造			階数
	1 木造 2 鉄骨造 3 ブロック造 4 鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）			
新築等の別	1 新築 2 増築 3 改築 4 移転			
建築物の敷地面積等	敷地面積	建築面積	延べ面積	
	m ²	m ²	m ²	
注 次の図書を添えてください。 1 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） 2 配置図（方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と既設の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） 3 2面以上の建築物の断面図（縮尺200分の1以上のもの）				
許可の条件その他				
受付欄	決裁欄			処理欄
年 月 日 第 号 担当者 ㊞	課長	課長補佐		年 月 日 第 号 担当者 ㊞

第2号様式（第2条関係）

許可申請書				
年 月 日				
高知県知事 様				
申請者 住所 氏名 ㊞				
都市計画法第65条第1項の規定により土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設又は物件の設置若しくは堆積の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。				
土地又は建築物の敷地の所在及び地番	市 郡 町 村	番地		
建築物の構造等	構造			階数
	1 木造 2 鉄骨造 3 ブロック造 4 鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）			
新築等の別	1 新築 2 増築 3 改築 4 移転			
建築物の敷地面積等	敷地面積	建築面積	延べ面積	
	m ²	m ²	m ²	
建築物の建築以外の行為	種別	数量	概要	
工事の着手及び完了の予定年月日	着手		完了	
	年 月 日		年 月 日	
注 次の図書を添えてください。 1 建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は工作物の建設の場合 (1) 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） (2) 配置図（方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物又は工作物の位置、申請に係る建築物又は工作物と既設の建築物又は工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） (3) 2面以上の建築物又は工作物の断面図（縮尺200分の1以上のもの） 2 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合 (1) 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） (2) 平面図（方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） (3) 断面図（縮尺200分の1以上のもの）				
事業施行者の意見				
許可の条件その他				
受付欄	決裁欄			処理欄
年 月 日 第 号 担当者 ㊞	課長	課長補佐		年 月 日 第 号 担当者 ㊞

第3号様式（第2条関係）

許可申請書									
高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 ⑤									
代理人 住所 氏名 ⑤									
土地区画整理法第76条第1項の規定により土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は物件の設置若しくは堆積の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。									
土地又は工作物の敷地の所在及び地番		市 町 村		番地					
用途地域		地区		工区		換地区		街区 符号	
仮換地		地区		工区		換地区		街区 符号	
仮換地指定年月日		年 月 日		仮換地面積		㎡			
土地所有者の住所及び氏名、土地使用承諾印並びに使用地面積		住所 氏名 ⑤		使用地面積		㎡			
申請概要	建築行為	階別	1階	2階	階	階	合計	構造	
		床面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
		申請部分							
		申請以外の部分						用途	
	計								
建築以外の行為		種別	数量	概要					
工事の着手及び完了の予定年月日		着手 年 月 日		完了 年 月 日					
注 1 次の図書を添えてください。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合 ア 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） イ 配置図（方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） ウ 2面以上の建築物その他の工作物の断面図（縮尺200分の1以上のもの） エ 仮換地指定通知書の写し（図面を含みます。） (2) 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合 ア 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） イ 平面図（方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） ウ 断面図（縮尺200分の1以上のもの） エ 仮換地指定通知書の写し（図面を含みます。） 2 代理人からの申請の場合は、申請者の印は必要ありませんが、代理人であることを証する委任状を添えてください。									
事業施行者の意見	許可についての支障の有無								
	許可に関すべき条件等								
	その他の事項								
許可の条件その他									
受付欄		決裁欄				処理欄			
年 月 日 第 号 担当者 ⑤		課長		課長補佐		年 月 日 第 号 担当者 ⑤			

第4号様式（第2条関係）

許可申請書									
高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 ⑤									
代理人 住所 氏名 ⑤									
都市再開発法第66条第1項の規定により土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は物件の設置若しくは堆積の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。									
土地又は工作物の敷地の所在及び地番		市 町 村		番地					
土地所有者の住所及び氏名、土地使用承諾印並びに使用地面積		住所 氏名 ⑤		使用地面積		㎡			
申請概要	建築行為	階別	1階	2階	階	階	合計	構造	
		床面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
		申請部分							
		申請以外の部分						用途	
	計								
建築以外の行為		種別	数量	概要					
工事の着手及び完了の予定年月日		着手 年 月 日		完了 年 月 日					
注 1 次の図書を添えてください。 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合 ア 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） イ 配置図（方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） ウ 2面以上の建築物その他の工作物の断面図（縮尺200分の1以上のもの） (2) 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合 ア 位置図（縮尺3,000分の1以上のもの） イ 平面図（方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの） ウ 断面図（縮尺200分の1以上のもの） 2 代理人からの申請の場合は、申請者の印は必要ありませんが、代理人であることを証する委任状を添えてください。									
事業施行者の意見	許可についての支障の有無								
	許可に関すべき条件等								
	その他の事項								
許可の条件その他									
受付欄		決裁欄				処理欄			
年 月 日 第 号 担当者 ⑤		課長		課長補佐		年 月 日 第 号 担当者 ⑤			

第5号様式（第4条関係）

許可書			
都市計画法第53条第1項の規定により、次のとおり許可します。			
許可番号		第	号
許可年月日		年	月 日
		高知県知事 印	
申請者	住所		
	氏名		
建築物の敷地の所在及び地番	市 町 番地 郡 村		
建築物の構造等	構造		階数
	1 木造    2 鉄骨造    3 ブロック造 4 鉄筋コンクリート造    5 その他（    ）		
新築等の別	1 新築    2 増築    3 改築    4 移転		
建築物の敷地面積等	敷地面積	建築面積	延べ面積
	m ²	m ²	m ²
許可の条件その他			

第6号様式（第4条関係）

許可書			
都市計画法第65条第1項の規定により、次のとおり許可します。			
許可番号		第	号
許可年月日		年	月 日
		高知県知事 印	
申請者	住所		
	氏名		
土地又は建築物の敷地の所在及び地番	市 町 番地 郡 村		
建築物の構造等	構造		階数
	1 木造    2 鉄骨造    3 ブロック造 4 鉄筋コンクリート造    5 その他（    ）		
新築等の別	1 新築    2 増築    3 改築    4 移転		
建築物の敷地面積等	敷地面積	建築面積	延べ面積
	m ²	m ²	m ²
建築物の建築以外の行為	種別	数量	概要
工事の着手及び完了の予定年月日	着手	完了	
	年 月 日	年 月 日	
許可の条件その他			

第7号様式（第4条関係）

許可書														
土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可します。														
許可番号		第		号										
許可年月日		年		月		日								
高知県知事										印				
申請者	住所													
	氏名													
代理人	住所													
	氏名													
土地又は工作物の敷地の所在及び地番			市		町		番地							
			用途地域				その他の地区							
仮換地			地区		工区		換地区		街区		符号			
仮換地指定年月日			年		月		日		仮換地面積		m ²			
土地所有者の住所及び氏名並びに使用地面積			住所		使用地面積					m ²				
氏名			m ²											
申請概要	建築行為	階別		1階		2階		階		階		合計	構造	
		床面積	申請部分		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
			申請以外の部分										用途	
			計											
建築以外の行為			種別				数量				概要			
工事の着手及び完了の予定年月日			着手					完了						
			年 月 日					年 月 日						
許可の条件その他														

第8号様式（第4条関係）

許可書														
都市再開発法第66条第1項の規定により、次のとおり許可します。														
許可番号		第		号										
許可年月日		年		月		日								
高知県知事										印				
申請者	住所													
	氏名													
代理人	住所													
	氏名													
土地又は工作物の敷地の所在及び地番			市		町		番地							
土地所有者の住所及び氏名並びに使用地面積			住所		使用地面積					m ²				
氏名			m ²											
申請概要	建築行為	階別		1階		2階		階		階		合計	構造	
		床面積	申請部分		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
			申請以外の部分										用途	
			計											
建築以外の行為			種別				数量				概要			
工事の着手及び完了の予定年月日			着手					完了						
			年 月 日					年 月 日						
許可の条件その他														

附 則	
この規則は、平成24年4月1日から施行する。	
~~~~~	
高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成24年3月30日（揭示済）	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第32号	
高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	
高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。	
第2条中「条例」を「条例において使用する用語」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第3号中「第6条第4項」を「第6条第1項」に改め、同条第4号中「第3条の」を「第3条各号に掲げる」に改め、同条第5号中「第8条第1項の」を「第8条第1項に規定する」に改め、同条第6号中「第17条第1項第2号の」を「第17条第1項第2号に規定する」に改める。	
第3条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第4号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「、地方税法（昭和25年法律第226号）」に改める。	
第4条の見出し中「に規定する証明」を「の証明」に改め、同条中「に規定する証明」を「の規則で定める証明」に、「次の」を「次の各号の」に改め、同条第4号中「第6条第4項の建築確認済証」を「第6条第1項の確認済証」に、「建築物の保存登記」を「規定による所有権の保存の登記」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に、「証明できる」を「証明することができるもの」に改める。	
第5条の見出し中「第3条第2項に規定する」を「第3条第2項の」に改め、同条中「第3条第2項に規定する」を「第3条第2項の規則で定める」に改める。	
第6条第1号中「第16条第2項に規定する」を「第16条第2項の」に改め、同条第2号中「第17条第1項第3号に規定する」を「第17条第1項第3号の」に改め、同条第3号中「第17条第1項第4号に規定する」を「第17条第1項第4号の」に改める。	
第7条ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第1号中「第15条第3号及び第19条第1号において」を「以下」に改め、同条第6号中「場合には」を「場合にあっては」に改め、同条第7号中「必要と」を「必要があると」に改める。	
第8条の見出し中「申告書」を「申告書の提出」に改め、同条中「申告書を」を「申告書を知事に」に改める。	
第9条第1項中「第29条」を「第29条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「規定による」を「規定により」に改める。	
第10条中「第29条」を「第29条第1項又は第2項」に、「とり」を「取り」に、「工事進ちょく状況報告書」を「工事進捗状	

況報告書」に改め、同条第12号中「明りように確認できなくなる」を「明瞭に確認することができなくなる」に改める。	
第11条の見出しを「（変更許可の申請手続等）」に改め、同条第1項中「進ちょく状況」を「進捗状況」に、「行わなければ」を「、これをしなければ」に改める。	
第12条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。	
第13条の見出し中「許可申請」を「許可申請手続」に改め、同条第1項中「添えなければ」を「添えて、これをしなければ」に改め、同条第2項中「申請者」を「前項の許可の申請に当たって申請者」に、「許可申請」を「当該申請」に、「前項に定める」を「同項の規定による」に改め、同条の次に次の1条を加える。	
（許可に基づく地位の承継の届出）	
第13条の2 法第44条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、別記第9号様式の2による届出書により速やかに知事に届け出なければならない。	
第14条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。	
第15条の見出し中「協議」を「協議手続」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改める。	
第16条の見出し中「事前審査」を「事前審査手続」に改める。	
第17条の見出し中「第13条に規定する」を「第13条の」に改め、同条第5号ウ中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第8号イ(ア)中「がけ地近接等危険住宅移転事業」を「崖地近接等危険住宅移転事業」に改め、同号イ(オ)中「同等と」を「同等であると」に改める。	
第19条第11号中「第387条第1項に規定する」を「第387条第1項の」に改め、同条第14号中「場合には」を「場合にあっては」に改め、同条第15号中「必要と」を「必要があると」に改める。	
第21条中「、第38条及び第44条」を「及び第38条」に改める。	
第22条第1項中「第8条」を「第8条、第13条の2」に改める。	
第24条中「規定に基づく」を「規則に基づく」に改め、同条第1号中「第8条」を「第8条、第13条の2」に改める。	
第28条第2項中「登録簿」を「知事は、登録簿」に、「閲覧時間を変更することがある」を「前条の閲覧時間を変更することができる」に改める。	
第29条第3項中「の交付申請書を」を「による交付申請書を知事に」に改める。	
第30条中「禁止することがある」を「禁止することができる」に改める。	
別記第1号様式中	
「	
計 画 道 路 の 最 高 勾 配	
がけ面保護擁壁の最高直高	

」	
を	
「	
計 画 道 路 の 最 高 勾 配	
崖 面 保 護 擁 壁 の 最 高 直 高	
」	
に改め、同様式注中「すべてを」を「全てを」に、「すべての」を「全ての」に、「すべて（」を「全て（」に、「法面の」を「法面の」に、「消火施設」を「消防施設」に改める。	
別記第2号様式中「すべて」を「全て」に改める。	
別記第3号様式注2中「市町村長の」を「市町村長が」に改める。	
別記第4号様式中	
「	
5 都市計画法施行規則第19条第1項の該当資格	
」	
を	
「	
5 都市計画法施行規則第19条の該当資格	
」	
に改める。	
別記第7号様式中	
「高知県収入証紙	
はり付け欄	
を	
「高知県収入証紙	
貼り付け欄	
に改め、同様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に、「記載してください」を「記入してください」に、「記載しないでください」を「、記入しないでください」に、「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。	
別記第9号様式中	
「高知県収入証紙	
はり付け欄	
を	
「高知県収入証紙	
貼り付け欄	
に改め、同様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に、「。（原則として）を「（原則として）に、「としてください。）」を「としてください。）。」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。	

第9号様式の2（第13条の2関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
届出者 住所 氏名 ㊞ 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)	
許可に基づく地位の承継届出書	
都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継しましたので、高知県都市 計画法施行細則第13条の2の規定により次のとおり届け出ます。	
1 開発許可番号又は建築許可番号	年 月 日 第 号
2 被承継人の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名	
3 承 継 年 月 日	年 月 日
4 承 継 理 由	相続・法人の設立・法人の合併・法人の分割 ()
注 1 届出者の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。 2 4 欄は、できるだけ具体的に詳しく記入してください。 3 地位を承継したことを証明する書類（相続のときは承継人の戸籍の謄本等、法人の設立又は合併若しくは分割のときは設立又は合併若しくは分割後の法人の登記事項証明書等）を添えてください（原則として届出の日前3月以内に作成されたものとしてください。）。	

別記第10号様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に、「記入する」を「記入する」に改める。

別記第11号様式中「に規定する」を「の規定により」に、「高知都計 第 号」を「 第 号」に改め、同様式注中「その他」を「1 から 4 までの図書のほか、」に改める。

別記第12号様式中

「高知県収入証紙

はり付け欄」

を

「高知県収入証紙

貼り付け欄」

に改め、同様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に、「。（原則として」を「（原則として」に、「としてください。）」を「としてください。）。」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

別記第14号様式中

「高知県収入証紙

はり付け欄」

を

「高知県収入証紙

貼り付け欄」

に改め、同様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に、「。（原則として」を「（原則として」に、「としてください。）」を「としてください。）。」に改める。

別記第15号様式中

「高知県収入証紙

はり付け欄」

を

「高知県収入証紙

貼り付け欄」

に、「うえの」を「上の」に、

「高知県知事 ）」

を

「高知県知事 ㊞」

に改める。

別記第16号様式注1中「記載し」を「記入し」に改める。

別記第18号様式注1中「記載してください」を「記入してください」に改める。

別記第19号様式注中「市町村長の」を「市町村長が」に改める。

別記第23号様式中

「高知県収入証紙
はり付け欄」
を
「高知県収入証紙
貼り付け欄」
に、「規定による」を「規定により」に改める。
別記第24号様式中「~~公田文書毀滅罪~~」を「~~公用文書毀滅罪~~」
に、「~~毀滅罪~~」を「~~毀滅罪~~」に改める。
別記第25号様式を次のように改める。

第25号様式（第32条関係）

← 9.0センチメートル →

第 号

写真貼り付け箇所

身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

印

↑ 9.0センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

注意事項

- この証明書は、当該職にある限り有効とする。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

都市計画法（抜粋）
（立入検査）

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第93条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- （1）・（2） 略
- （3） 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第94条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第91条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の高知県都市計画法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 ~~~~~ 高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。 平成24年3月30日（揭示済） 高知県知事 尾崎 正直 高知県規則第33号 高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則 高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和47年高知県規則第83号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 ~~~~~ 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月30日（揭示済） 高知県知事 尾崎 正直 高知県規則第34号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。 第1条中「第5条において」を「以下」に改める。 第3条から第9条までを次のように改める。 (障害児通所支援等の利用対象者) 第3条 条例第2条第1号の規定によりセンターが行う障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）又は障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）の利用対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）とする。 2 法第21条の5の13第1項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、前項並びに次条、第7条、第11条及び第14条の規定を適用する。（障害児通所支援等の利用手続）	第4条 障害児通所支援又は障害児相談支援を利用しようとする障害児の保護者は、知事に対して、別記第1号様式による利用申込書に次に掲げる書類を添えて提出し、当該障害児通所支援又は障害児相談支援に係る契約を締結しなければならない。ただし、障害児通所支援にあつては、法第21条の6の規定による行政措置を受けて障害児通所支援が提供される場合は、この限りでない。 (1) 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（第3項において「通所受給者証」という。） (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類 2 知事は、前項の障害児通所支援又は障害児相談支援に係る契約の締結に当たっては、当該障害児通所支援又は障害児相談支援を利用しようとする障害児の保護者に対して重要事項を説明し、かつ、当該障害児通所支援又は障害児相談支援の内容について当該障害児の保護者の同意を得るものとする。 3 障害児通所支援又は障害児相談支援を利用する障害児の保護者は、通所受給者証の内容に変更があつたときは、速やかに知事に届け出なければならない。 (短期入所の利用対象者) 第5条 条例第2条第2号の規定によりセンターが行う短期入所（以下「短期入所」という。）の利用対象者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害児のうち身体に障害のある者とする。（短期入所の利用手続） 第6条 短期入所を利用しようとする障害児の保護者は、知事に対して、別記第2号様式による利用申込書に次に掲げる書類を添えて提出し、当該短期入所の利用に係る契約を締結しなければならない。ただし、法第21条の6の規定による行政措置を受けて短期入所が提供される場合は、この限りでない。 (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（第3項において「受給者証」という。） (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類 2 知事は、前項の短期入所の利用に係る契約の締結に当たっては、当該短期入所を利用しようとする障害児の保護者に対して重要事項を説明し、かつ、当該短期入所の内容について当該障害児の保護者の同意を得るものとする。 3 短期入所を利用する障害児の保護者は、受給者証の内容に変更があつたときは、速やかに知事に届け出なければならない。（障害児通所支援に要した費用の納付） 第7条 障害児通所支援を受けた障害児の保護者は、当該障害児通所支援に要した費用（肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次条第1	項において同じ。）に要した費用を除く。）の額（法第21条の5の3第2項又は第21条の5の4第2項の規定により当該障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して控除される額を含む。第14条において同じ。）の料金及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）第18条の2に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）の額の料金を県に納付しなければならない。 2 通所特定費用の額は、知事が別に定める。 3 第1項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）を障害児通所給付費として支払うこととなった場合は、知事は、同条第13項の規定により当該障害児通所給付費を当該市町村に対して請求するものとする。 4 前項の請求によって当該障害児通所給付費が当該市町村から支払われたときは、当該支払われた障害児通所給付費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。（肢体不自由児通所医療に要した費用の納付） 第8条 障害児通所支援のうち肢体不自由児通所医療を受けた障害児の保護者は、当該肢体不自由児通所医療に要した費用（知事が別に定めるものを除く。）の額（法第21条の5の28第2項の規定により当該障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して控除される額を含む。第14条において同じ。）の医療費を県に納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の28第3項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が肢体不自由児通所医療に要した費用を肢体不自由児通所医療費として支払うこととなった場合は、知事は、法第21条の5の29において読み替えて準用する法第21条の3第1項の規定により当該肢体不自由児通所医療費を当該市町村に対して請求するものとする。 3 前項の請求によって当該肢体不自由児通所医療費が当該市町村から支払われたときは、当該支払われた肢体不自由児通所医療費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。（障害児相談支援に要した費用の納付） 第9条 障害児相談支援を受けた障害児の保護者は、当該障害児相談支援に要した費用の額の料金を県に納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、法第24条の26第3項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が指定障害児相談支援に要した費用を障害児相談支援給付費として支払うこととなった場合は、知事は、同条第5項の規定により当該障害児相談支援給付費を当該市町村に対して請求するものとする。 3 前項の請求によって当該障害児相談支援給付費が当該市町村から支払われたときは、当該支払われた障害児相談支援給付費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。
---	---	---

第14条を第15条とする。

第13条の見出し中「障害児施設支援」を「障害児通所支援」に改め、同条中「障害児施設支援に要した費用の額の料金、第8条第1項の障害児施設医療に要した費用の額の医療費又は第9条第1項」を「障害児通所支援に要した費用の額の料金若しくは通所特定費用の額の料金、第8条第1項の肢体不自由児通所医療に要した費用の額の医療費、第9条第1項の障害児相談支援に要した費用の額の料金又は第10条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「障害児施設支援」を「障害児通所支援」に、「児童の保護者等（児童）」を「障害児の保護者等（障害児）」に、「児童の保護者等が」を「障害児の保護者等が」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（短期入所に要した費用の納付）

第10条 短期入所を利用した障害児の保護者は、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用の額（同条第3項の規定により当該障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して控除される額を含む。第14条において同じ。）の料金及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第3号に掲げる短期入所に係る特定費用（以下「特定費用」という。）の額の料金を県に納付しなければならない。

2 特定費用の額は、知事が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、障害者自立支援法第29条第4項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）を介護給付費として支払うこととなった場合は、知事は、同条第6項の規定により当該介護給付費を当該市町村に対して請求するものとする。

4 前項の請求によって当該介護給付費が当該市町村から支払われたときは、当該支払われた介護給付費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所

氏名

印

（電話番号）

高知県立療育福祉センター障害児通所支援等利用申込書

高知県立療育福祉センターが行う障害児通所支援（障害児相談支援）を受けたいので、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

利用しようとする 障害児通所支援又は 障害児相談支援		児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援				
		障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助				
希望する契約期間		年 月 日～ 年 月 日				
通所受給者証	番号					
	支給量					
	通所給付決定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日				
利用者	住所					
	ふりがな		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					（満 歳）

注 1 この申込書を提出する際は、児童福祉法の規定により市町村から交付を受けた通所受給者証を提示してください。

2 希望する契約期間は、通所給付決定の有効期間を超えることはできません。

3 利用者の状態により施設の利用が不相当であると認められる場合は、障害児通所支援又は障害児相談支援に係る契約を締結することができないことがあります。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所

氏名

印

（電話番号）

高知県立療育福祉センター短期入所利用申込書

高知県立療育福祉センターが行う短期入所を利用したいので、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

希望する契約期間		年 月 日～		年 月 日		
障害福祉サービス受給者証	番号					
	支給量					
	支給決定の有効期間	年 月 日～		年 月 日		
利用者	住所					
	ふりがな		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					（満 歳）

- 注 1 この申込書を提出する際は、障害者自立支援法の規定により市町村から交付を受けた障害福祉サービス受給者証を提示してください。
- 2 希望する契約期間は、支給決定の有効期間を超えることはできません。
- 3 利用者の状態により施設の利用が不適当であると認められる場合は、短期入所に係る契約を締結することができないことがあります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により通所の手続を行っている者は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）に、この規則による改正後の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第4条第1項の規定により障害児通所支援の利用手続を行った者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第6条第1項の規定により障害福祉サービス（児童デイサービスに限る。）の利用手続を行っている者は、施行日に、新規則第4条第1項の規定により障害児通所支援の利用手続を行った者とみなす。
- 4 この規則の施行後における旧規則第7条の規定による障害児施設支援に要した費用の納付、旧規則第8条の規定による障害児施設医療に要した費用の納付、旧規則第9条の規定による障害福祉サービス（児童デイサービスに限る。）を利用した児童に係る費用の納付及び旧規則第10条の規定によるセンターにおいて提供される便宜に要する費用の納付については、なお従前の例による。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（障害の程度）

第3条の2 条例第6条第1号ア（ア）a及び第9条第3項第8号アの規則で定める障害者の障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（2）精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級に該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害に係る障害の程度に相当する程度 2 条例第6条第1号ア(ア) b 及び第9条第3項第8号イの規則で定める戦傷病者の障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度とする。 第5条の見出し及び第6条の見出し中「決定通知」を「決定通知の手続」に改める。 第7条の見出し中「手続」を「手続等」に改める。 第9条の見出し中「申告等」を「申告等の手続」に改める。 第11条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。 第12条の見出しを「（目的外使用の承認の申請等）」に改める。 第13条の見出しを「（模様替え等の承認の申請等）」に改める。 第14条の見出し中「承認」を「承認の申請等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。 ただし、同居により当該入居者の収入が条例第6条第1号の金額を超えると見込まれるとき（入居者の介護その他特別の事情により同居させることが必要であると知事が認めるときを除く。）を除く。 第15条の見出し中「承継等」を「承継の承認の申請等」に改める。 第16条の見出し中「の認定」を「に関する認定の手続等」に改める。 第19条の見出し及び第20条の見出し中「明渡し請求等」を「明渡し請求等の手続」に改める。 第21条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。 第22条の見出しを「（明渡し請求の手続）」に改める。 第23条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改める。 第24条の見出し中「算定等」を「額の算定」に改め、同条中「123,000円以下の場合の項」を「104,000円以下の場合の項」に改める。 第25条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。 第26条の見出し中「取消し」を「取消しの通知」に改める。 第27条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改める。 第30条の見出しを「（共同施設駐車場の使用料の額の算定）」に改める。 第32条の見出し中「取消し」を「取消しの通知」に改める。 第33条の見出し及び第34条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。 第36条の表中「第57条第1項第1号」を「第57条第1項の規定による書類（誓約書）」に、「第63条において」を「第63条において読み替えて」に改める。 別表第2中「浴槽・ふろがま」を「浴槽・風呂釜」に改める。	別表第4中「すべての」を「全ての」に改める。 別記第1様式を次のように改める。	
---	---	--

別記

第1号様式（第5条関係）

		※受付番号	
県営住宅入居申込書			
		年 月 日	
高知県知事 様			
		申込者 氏名	
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり県営住宅への入居を申し込みます。 なお、この記載内容が事実と相違するとき、私又は同居しようとする者が暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるときその他入居資格を欠くときは、入居の申込みを無効とされても異議を申し立てないことを誓約します。 また、入居資格の審査に当たり、私及び同居しようとする者が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。			
現住所	郵便番号（ ）		
	電話番号（自宅）（携帯）		
勤務先	住所 郵便番号（ ）		
	名称 電話番号		
入居希望団地	団地名 間取り 構造 階層		
第一希望	県営住宅 団地 1DK・1LDK・2DK・3DK・3LDK・4DK 高層・中耐・耐二・木造 階層		
第二希望	県営住宅 団地 1DK・1LDK・2DK・3DK・3LDK・4DK 高層・中耐・耐二・木造 階層		
入居する者の現況	世帯又は入居する者の状況 1 高齢（者）世帯 2 母（父）子世帯 3 生活保護世帯 4 多子世帯 5 子育て世帯 6 身体障害者（1、2級・3、4級・5級以下） 7 精神障害者（1級・2級・3級） 8 知的障害者（A1・A2・B1・B2） 9 原子爆弾被爆者 10 戦傷病者 11 引揚者 12 中国残留邦人等 13 ハンセン病療養所入所者等 14 寡婦（夫） 15 DV被害者		
続柄	氏名	生年月日	同居又は別居の別 年齢 性別 障害、特障、寡婦（夫）、老人又は特定の別 収入の種類 年間総収入額 勤務先、学校等
申込者本人			
別居している所得税法上の扶養親族	続柄	氏名	生年月日 年齢 性別 障害、特障、老人又は特定の別

住宅の持ち主	自己所有 ・ 親族所有 ・ 共同所有 ・ 他人所有	
家賃月額	円（光熱水費及び共益費を除いた額を右詰めで記入してください。） （住宅手当の支給を受けているときは、上記円の家賃に対する住宅手当の額を右詰めで記入してください。）	
建物の種別	普通住宅（一戸建て・長屋建て）・アパート・住宅でない建物（ ）・その他（ ）	
賃貸の種別	民営借家・社宅・会社等寮・官公舎・公営住宅・その他（ ）	
住宅の規模	㎡ 間取り	畳 室・畳 室・畳 室・DK 畳・LDK 畳
住宅の設備	水道 専用・共用 炊事場 専用・共用 便所 専用・共用 風呂 専用・共用・無	
住宅の使用形態	1 独立居住（一戸の家又はアパートに申込者の世帯のみで住んでいる。） 2 同居（他の世帯とともに一戸の家又はアパートに住んでいる。） 3 間借り（他の世帯の家又はアパートの一室又は数室を借りて住んでいる。）	
住宅に困窮している理由	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居し、著しく生活上不便を受けている。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅が狭く、世帯人員が多過ぎて過密居住である。 6 間取りと世帯構成との関係から衛生上有害又は風教上不適当な状況である。 7 正当な理由による立ち退きの要求（裁判所の判決・官公署からの命令・その他）を受けて、立ち退き先がない。 8 住宅がないため、勤務場所から著しく遠い所に居住している（自宅から勤務先までの片道所要時間 時間 分）。 9 収入に比べて著しく高い家賃を支払っている。 10 住宅がないため、結婚することができない。 11 その他住宅に困っている。	

- 注 1 ※印欄は、記入しないください。
2 県営住宅入居者募集案内をよく読んだ上で、ペン又はボールペンで正確に読みやすく記入してください。
3 「入居希望団地」の「間取り」欄及び「構造」欄、「入居する者の現況」の「世帯又は入居する者の状況」欄並びに「住宅に困窮している状況及び住宅を必要としている理由」の「現住所の現況」の「住宅の持ち主」欄、「建物の種別」欄、「賃貸の種別」欄、「住宅の設備」欄及び「住宅の使用形態」欄並びに「住宅に困窮している理由」欄は、該当するもの又は該当するものの番号を○で囲んでください。
4 入居希望団地は、第一希望及び第二希望の二つまで選ぶことができます。県営住宅入居者募集案内の募集団地一覧表から希望する団地及び住宅を選んで記入してください。ただし、第二希望として選んだ団地及び住宅の募集戸数以上に他の申込者が第一希望として応募した場合は、第二希望は無効となる（無効となった後に再度選び直すことはできません。）ことを御了承ください。
5 「入居する者の現況」の「収入の種類」欄は給与、事業又は年金の別を、「年間総収入額」欄は税、社会保険料等が控除される前の収入額を「収入の種類」別に記入してください。
6 「入居する者の現況」の「障害、特障、寡婦（夫）、老人又は特定の別」欄及び「別居している所得税法上の扶養親族」の「障害、特障、老人又は特定の別」欄は、所得税法上の控除の別（寡婦、寡夫、障害者、特別障害者、老人扶養等）を記入してください。
7 仮当選の通知を受けた場合は、入居資格の審査のときに、次の書類の提出又は提示をしてください。必要書類の提出若しくは提示がないとき又は審査により入居資格を欠くときは、仮当選を取り消します。
（1）仮当選者及び同居しようとする者の収入所得を証明する書類（公的機関又は勤務先が発行した書類等）の提出
（2）仮当選者と同居しようとする者の続柄を証明する書類（住民票の写し等）の提出
（3）入居前の家賃の支払を確認することができる書類の提示
（4）裁量世帯又は特例者優遇に該当する者がいる場合は、その該当することを証明する書類の提出
（5）（1）から（4）までの書類のほか、知事が必要であると認める書類の提出又は提示

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日
続柄
連絡先

連帯保証人 住所
氏名 印
生年月日 年 月 日
続柄
連絡先

先に決定されました県営住宅への入居については、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等遵守することはもとより、家賃を滞納した場合又は入居者の責めに帰すべき事由によって県営住宅若しくは共同施設等に損害を与え、原状回復の費用について入居者が負担できない場合は、連帯保証人が責任をもって弁済します。

なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

以上連帯保証人の連署をもって誓約します。

注 各々の連帯保証人が押印した印鑑の印鑑証明書及び各々の連帯保証人の源泉徴収票又は市町村が発行する所得額を証明する書類を添えてください。

別記第4号様式注中「の証明書」を「を証明する書類」に改める。

別記第5号様式中「さきに」を「先に」に、「入居決定取消し事由」を「入居決定取消事由」に、「を提出しない」を「の提出をしない」に、「を納付しない」を「の納付をしない」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

入居指定日通知書

第 号
年 月 日

名義人コード

様

高知県知事



高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第5項の規定により、県営住宅の入居指定日を次のとおり通知します。

なお、入居指定日から当該県営住宅の家賃を徴収しますので、御承知ください。

入居決定した県営住宅の名称等	県営住宅	団地	号棟	号室
入居決定した県営住宅の所在地				
入居決定した入居者数	人			
入居指定日	年 月 日			

別記第10号様式中「さきに」を「先に」に、「を含む。）は」を「を含みます。）は、」に、

「
職 業 及 び 勤 務 先
」

を「
職 業 、 勤 務 先 等
」

に改める。
別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第11条関係）

県営住宅不使用届出書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

県営住宅を引き続き15日以上使用しませんので、高知県営住宅の設置及び管理に関する
条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

なお、使用しない期間の県営住宅の管理については、一切その責任を負います。

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用しない理由		
入居者及び同居者の滞在場所		
使用しない期間の県営住宅の管理方法		
使用しない期間に県営住宅を管理する者	住所	
	氏名	㊞
	連絡先	

別記第15号様式中「厳守します」を「、厳守します」に改め、同様式注中「必要と」を「必要があると」に改める。
別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

第16号様式（第13条関係）

県営住宅模様替え等承認書

第 号
年 月 日

名義人コード

様

高知県知事

印

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条第1項ただし書の規定に基づき、県営住宅の模様替え等を下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

- (1) 位置
- (2) 区域
- (3) 目的
- (4) 工作物の名称及び構造

2 承認の条件

第17号様式（第14条関係）

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第27条の規定により私の入居する県営住宅への下記の者の同居の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、同居後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居しようとする者が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

記

1 同居させようとする者の内訳

申請者との 続柄	ふりがな 氏名	生年月日	性別	現住所及び勤務先	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				電話番号	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号

2 同居させようとする理由

注 次の書類を添えてください。

- 同居させようとする者の現住所及び申請者との続柄を証明する書類（住民票の写し等）
- 同居させようとする者の所得額を証明する書類
- 同居させようとする者で通学しているものについては、その事実を証明する書類

別記第18号様式中「さきに」を「先に」に改める。
別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第15条関係）

県営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新入居者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第28条の規定に基づき入居の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、承継後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私を含め入居している者全員が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

承継をしようとする理由					
旧入居者	氏名				
	勤務先	電話番号			
新入居者（申請者）	氏名				
	勤務先	電話番号			
同居者	氏名	生年月日	新入居者との続柄	性別	勤務先
					電話番号
					電話番号
					電話番号
入居の承継の同意	年 月 日 旧入居者		住所氏名 ㊞		
新入居者への敷金振替の同意	年 月 日 旧入居者		住所氏名 ㊞		

注 次の書類を添えてください。

- 1 新入居者と旧入居者及び同居者との続柄を証明する書類（住民票の写し等）
- 2 新入居者及び同居者の過去1年間の所得額を証明する書類並びに連帯保証人2名が連署する誓約書
- 3 旧入居者が死亡したときは、その事実を証明する書類（「入居の承継の同意」欄及び「新入居者への敷金振替の同意」欄は、記入する必要はありません。）

別記第20号様式中「さきに」を「先に」に改める。
別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式（第15条関係）

県営住宅入居者名義変更承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新名義人 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第3項の規定に基づき入居者の名義変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、名義変更後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

名義変更をしようとする理由			
旧名義人	氏名		
	勤務先	電話番号	
新名義人（申請者）	氏名		
	勤務先	電話番号	
名義変更の同意	年 月 日 旧名義人 住所氏名	㊞	
新名義人への敷金振替の同意	年 月 日 旧名義人 住所氏名	㊞	

注 次の書類を添えてください。

- 1 新名義人と旧名義人との続柄を証明する書類（住民票の写し等）
- 2 旧名義人が新名義人の扶養を受けることとなったことを証明する書類

別記第22号様式中「さきに」を「先に」に改める。

別記第23号様式中「さきの」を「先の」に改め、同様式備考中「失・退職等」を「失業、退職等」に改める。

別記第24号様式中「さきに」を「先に」に、「を含む。）は」を「を含みます。）は、」に、

「
職 業 及 び 勤 務 先
」

を
「
職 業 、 勤 務 先 等
」

に改める。

別記第25号様式中「さきの」を「先の」に改める。

別記第26号様式中「さきに」を「先に」に、「を含む。）は」を「を含みます。）は、」に、

「
職 業 及 び 勤 務 先
」

を
「
職 業 、 勤 務 先 等
」

に改める。

別記第27号様式中「さきに」を「先に」に、「御理解のうえ」を「御理解の上」に、「所定の」を「、所定の」に改める。

別記第28号様式中「さきに」を「先に」に改める。

別記第32号様式を次のように改める。

第32号様式（第23条関係）

県営住宅使用許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者の職・氏名

㊞

県営住宅を住宅として使用したいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第44条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等遵守することを誓約します。

使用目的							
使用期間		年 月 日から			年 月 日まで		
入居希望 団地	団地名		間取り		構造		階層
	県営住宅 団地		1DK・1LDK・2DK・ 3DK・3LDK・4DK		高層・中耐・ 耐二・木造		階層
利用者の 構成	続柄	氏名 ふりがな	生年月日	性別	職業	摘要	
	管理者						

注 公営住宅法第45条第1項に規定する社会福祉法人等であることを証明する書類及び利用者の住民票の写しを添えてください。

別記第33号様式中「さきに」を「先に」に改める。
 別記第34号様式中「さきに」を「先に」に、「許可できませんので」を「許可することができませんので」に、「許可できない」を「許可することができない」に改める。
 別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式（第25条関係）

県営住宅使用変更届出書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者の職・氏名



先に許可されました県営住宅の使用について許可申請の内容に変更が生じたので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第48条の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更事項							
変更内容							
変更年月日		年 月 日					
入居者の異動	退居者	続柄	氏名 ふりがな	生年月日	性別	職業	摘要
	新入居者						

- 注 1 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条各号に掲げる事業について
事業内容等の変更があったときは、そのことを証明する書類を添えてください。
- 2 新たな入居者があったときは、その入居者の住民票の写しを添えてください。
- 3 「入居者の異動」欄は、入居者に異動があったときにのみ記入してください。

別記第36号様式及び別記第39号様式中「さきに」を「先に」に改める。
別記第40号様式及び別記第41号様式を次のように改める。

第40号様式（第29条関係）

共同施設駐車場使用許可取消し通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条第3項の規定に基づき、先に通知しました共同施設駐車場の使用の許可を下記のとおり取り消します。

記

- 1 使用許可車両登録番号
- 2 使用許可共同施設駐車場 県営住宅 団地 番共同施設駐車場
- 3 使用許可取消し年月日 年 月 日
- 4 使用許可取消事由
 - ・高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条第1項の規定による書類（誓約書）の提出をしない。
 - ・高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条第1項の規定による保証金の納付をしない。

第41号様式（第29条関係）

共同施設駐車場使用開始日通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条第4項の規定により、共同施設駐車場の使用開始日を下記のとおり通知します。

なお、使用開始日から当該共同施設駐車場の使用料を徴収しますので、御承知ください。

記

- 1 使用開始日 年 月 日
- 2 使用許可車両登録番号
- 3 使用許可共同施設駐車場 県営住宅 団地 番共同施設駐車場

別記第42号様式中「さきに」を「先に」に改める。
別記第43号様式から別記第46号様式までを次のように改める。

第43号様式（第31条関係）

共同施設駐車場の使用料の額の改定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第60条の規定に基づき、下記のとおり共同施設駐車場の使用料の額を改定しましたので、通知します。

記

- 1 改定後の使用料の額 円
- 2 改定後の使用料の適用開始日 年 月 日
- 3 使用料の額を改定する共同施設駐車場
県営住宅 団地 番共同施設駐車場

第44号様式（第32条関係）

共同施設駐車場使用許可取消し通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第62条第1項の規定に基づき、先に許可しました共同施設駐車場の使用を下記のとおり取り消しますので、同条第2項の規定により当該共同施設駐車場を 年 月 日までに明け渡してください。

記

- 1 使用許可を取り消す共同施設駐車場
県営住宅 団地 番共同施設駐車場
- 2 使用許可取消し年月日 年 月 日
- 3 使用許可を取り消す理由

第45号様式（第33条関係）

共同施設駐車場不使用届出書

年 月 日

高知県知事 様

使用者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

共同施設駐車場を引き続き15日以上使用しませんので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第63条において読み替えて準用する同条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

なお、使用しない期間の共同施設駐車場の管理については、一切その責任を負います。

使用しない共同施設駐車場	県営住宅	団地	番共同施設駐車場
使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用しない理由			
使用しない期間の共同施設駐車場の管理方法			
使用しない期間に共同施設駐車場を管理する者	住所		
	氏名	㊞	
	連絡先		

第46号様式（第34条関係）

共同施設駐車場明渡し届出書

年 月 日

高知県知事 様

使用者 住所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊞

共同施設駐車場を明け渡しますので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第63条において読み替えて準用する同条例第41条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

明け渡す共同施設駐車場	県営住宅	団地	番共同施設駐車場
明渡し理由			
明渡し期日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
連絡先			
※ 年 月 日検査済 年 月 日確認済			

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第48号様式を次のように改める。

第48号様式（第38条関係）

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所

第 号

立入検査証書

所属
職名
氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

上記の者は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第76条第1項の規定に基づき立入検査等をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

印

↑ 5.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第76条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員又は知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は県営住宅の入居者に対し、適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定に基づき検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。